

## 「近江八幡八日市都市計画区域区分の変更」に対する環境大臣意見

本区域区分の変更は、滋賀県日野町の松尾・鳥居平地区において、工業系の土地利用を目的とする民間開発が計画されている21haの区域（以下「本区域」という。）について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。

本都市計画の区域区分の変更を行うことに対する意見はない。

なお、本変更を踏まえた今後の土地改変に当たり、以下の配慮事項を述べる。

本区域及びその周辺においては、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧ⅠB類として分類されているホトケドジョウ等の重要な水生生物や、キンラン、ハンノキ群落等の多様かつ重要な動植物の生息及び生育が多数確認されており、森林と湿地の生態系からなる里地里山の自然環境が良好に維持されている。今後、土地改変が行われた場合には、自然環境の多くが消失し、本区域に生息・生育する重要な動植物への影響が懸念される。残存する自然環境の質を維持し、失われる自然環境について十分な代償がなされるよう、以下に取り組むことを、都市計画決定権者である滋賀県に伝達されたい。

## 1. 残存森林及び造成緑地の創出について

土地改変が現計画案の通り行われた場合、本区域における森林については、外縁部以外の多くが造成緑地となることから、湿地と森林の生態系からなる里地里山の質が低下することが懸念される。そのため、土地改変に当たっては、周辺樹林と同様の樹種による緑化を図り、外部の自然植生を含めた生態系ネットワークとなるような動植物の生息及び生育環境となる緑地を可能な限り創出するよう努めること。また、専門家や関係行政機関等からの助言を踏まえ、生物相や水環境等のモニタリングを実施するとともに、追加的な環境保全措置を講ずるなどの必要な対策に取り組むよう努めること。

## 2. 動植物の移動・移植について

土地改変に当たって行う重要な動植物の移動・移植については、効果に係る不確実性が高いことから、その実施に際して、対象種ごとに専門家や関係行政機関等からの助言を踏まえ、モニタリングを実施するとともに、追加的な環境保全措置を講ずるなどの必要な対策に取り組むよう努めること。

## 3. 鳥類に対する影響について

本区域の周辺で確認されているハチクマ等の希少猛禽類を含む鳥類については、これまでに実施した調査結果及び専門家、関係行政機関等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずるなどの必要な対策に取り組むよう努めること。